

平成28年産 食用馬鈴しょ特別栽培取扱要領

J Aふらの馬鈴しょ部会
ふらの農業協同組合

1. 取組みに当たりの条件及び管理体制

(1) 栽培者

栽培希望者（継続栽培、基準に基づき栽培できる方）とする。ただし、化学肥料施用量及び防除農薬が制限されるため、土壌条件及び種馬鈴しょへのウイルス伝搬の影響を考慮し、取組みのできる生産者。

(2) 品種の選定

男しゃく、キタアカリ2品種とし共選のみとする。

(3) 栽培面積

1戸当り20a以上を基本とする。

(4) 農薬の使用

防除体系に基づき、農薬取締法による登録農薬を使用し使用基準を遵守する。

(5) 残留農薬

残留農薬の分析については抽出にて行う。

(6) 管理台帳

栽培ほ場には、栽培管理カンバンを設置し、一般栽培との区別を明確化する。

他の作物及び慣行馬鈴しょとの境界を畦1本離し、農薬の飛散を防止する。

また、栽培履歴を記帳し選果場搬入時に提出すること。

(7) 管理体制

① 生産・出荷に係る総括責任者をJ Aふらの馬鈴しょ部会会長とする。

② 栽培管理や栽培履歴の把握を行う生産管理責任者をJ Aふらの生産振興室生産振興課長とする。

③ 集出荷管理、証票の使用管理及び情報管理を行う集出荷管理責任者をJ Aふらの販売部青果第1課課長とする。

(8) 受入・検査・精算

共選馬鈴しょの取扱要領に準ずる。他栽培とは区別し別共計とする。

2. 栽培基準

(1) 種子の更新

植物防疫検査に合格した種馬鈴しょを使用し、自家種子は使用しないこと。

(2) ほ場条件・土づくり

排水良好なほ場を選定し、連作しない。サブソイラー・プラソイラーの施行による排水対策に努める。また、有機物投入により土壌の物理性の改善を図り土づくりに努める。

(3) 施肥基準

① 特別栽培施肥基準

	窒素施用量 (kg/10a)
化学肥料窒素施用量 kg/10a	5.5kg 以下 (慣行レベル11kgの50%減)

※ 窒素施用量が基準値となっており、化学肥料での窒素施用量を慣行レベル11kgの50%減である5.5kg以下とし不足分は有機質肥料で対応する。ただし、軟腐病対策として茎葉の過繁茂抑制のためにトータルでの窒素成分の多施用はしない。

② 施肥例

		肥料銘柄	施用量 (kg/10a)	成分換算量 (kg/10a)			
				窒素	リン酸	加里	苦土
例1	有機配合肥料	S835	137.5	11.0	17.8	6.9	4.1
				化成由来窒素 5.5kg、有機由来窒素 5.5kg			

③ 土壌診断の実施

作付する圃場の土壌診断を義務つける。

(4) 防除基準

① 農薬成分数

慣行レベル21ポイントに対し、50%以上減らした10ポイント以下を基準とする。

※ 防除体系は別紙による。

※ 茎葉枯凋処理は機械処理とする。

※ 黒あざ病の耕種的防除として、萌芽を促進するために浴光催芽を行い深植えを避けること。また、塊茎への菌核付着を防止するために、できるだけ収穫は茎葉処理後7～10日以内に行うこと。

※ 疫病については、ほ場での予察及び疫病初発予察システムを活用し初発後速やかに防除を開始する。また、防除の間隔は初回の防除以降7～10日間隔を目安とする。

軟腐病については初発（小葉の発病）後直ちに行う。また、耕種的防除として排水対策、窒素質肥料の多施用を控え茎葉の過繁茂を抑制させること。

(5) 農業規範

生協産直における適正農業規範の作成を義務付けとする。